

○厚生労働省令第百三十一号

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十二号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（労働基準法施行規則の一部改正）

第一条 労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五十条の二第三号イ中「労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）別表第六の二」を「別表第四」に改める。

第五十七条第一項中「第二号については労働安全衛生規則」の下に「（昭和四十七年労働省令第三十二号）」を加え、「労働安全衛生規則様式第二十三号」を「同令様式第二十三号」に改める。

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第四（第五十条の二関係）

- 一 発電、送電、変電、配電又は蓄電の業務
- 二 金属の溶融、精錬又は熱処理の業務
- 三 金属の溶接又は溶断の業務
- 四 ガラス製造の業務
- 五 石炭、亜炭、アスファルト、ピッチ、木材若しくは樹脂の乾留又はタールの蒸留若しくは精製の業務
- 六 乾燥設備を使用する業務
- 七 油脂、ろう若しくはパラフィンを製造し、若しくは精製し、又はこれらを取り扱う業務
- 八 塗料の噴霧塗装又は焼付けの業務
- 九 圧縮ガス若しくは液化ガスを製造し、又はこれらを取り扱う業務
- 十 火薬、爆薬又は火工品を製造し、又は取り扱う業務

十一 危険物を製造し、若しくは取り扱い、又は引火点が六十五度以上の物を引火点以上の温度で製造し、若しくは取り扱う業務

十二 労働安全衛生規則第十三条第一項第二号に掲げる業務（同号又に掲げる業務を除く。）

（労働安全衛生規則の一部改正）

第二条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十四条の二」を「第八十五条」に改める。

第八十四条の二を削る。

第八十五条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（計画の届出をすべき機械等）

第八十五条 法第八十八条第一項の厚生労働省令で定める機械等は、法に基づく他の省令に定めるもののほか、別表第七の上欄に掲げる機械等とする。ただし、別表第七の上欄に掲げる機械等で次の各号のいずれかに該当するものを除く。

一 機械集材装置、運材索道（架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、原木又は薪

炭材を一定の区間空中において運搬する設備をいう。以下同じ。）、架設通路及び足場以外の機械等（法第三十七条第一項の特定機械等及び令第六条第十四号の型枠支保工（以下「型枠支保工」という。）を除く。）で、六月未満の期間で廃止するもの

二 機械集材装置、運材索道、架設通路又は足場で、組立てから解体までの期間が六十日未満のもの
第八十六条に見出しとして「（計画の届出等）」を付し、同条第一項中「別表第七」の前に「事業者は、」を加え、「事業者が」を「ときは、」に、「による届出をしようとするときは、」を「により、」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「（以下「特定化学設備等」という。）」を削り、同項を同条第二項とする。

第八十七条中「（同条第二項において準用する場合を含む。）」を削る。

第八十七条の二中「（同条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、「第八十七条の十」を「第八十八条」に改める。

第八十八条を削り、第八十七条の十を第八十八条とする。

第八十九条を削り、第八十九条の二中「第八十八条第三項」を「第八十八条第二項」に改め、同条を第

八十九条とする。

第九十条中「第八十八条第四項」を「第八十八条第三項」に改める。

第九十一条第一項中「第八十八条第三項」を「第八十八条第二項」に改め、同条第二項中「第八十八条第四項」を「第八十八条第三項」に改める。

第九十二条中「第八十八条第四項」を「第八十八条第三項」に改める。

第九十二条の二及び第九十二条の三中「第八十八条第五項」を「第八十八条第四項」に改める。

別表第六の二を削る。

別表第七中「第八十六条、第八十八条」を「第八十五条、第八十六条」に改め、同表の二十一の項中「
）、電離則第十五条第一項の放射線装置室、電離則第二十二条第二項の放射性物質取扱作業室又は電離則
第二条第二項の放射性物質に係る貯蔵施設」を「以下この項において同じ。」に、「上欄に掲げる機械
等」を「放射線装置」に改め、「放射線装置にあつては」及び「、その他の機械等にあつては放射線装置
室等摘要書（様式第二十八号）」を削る。

別表第九第八十九条の二第一号に掲げる仕事及び第九十条第一号に掲げる仕事のうち建設の仕事（ダム

の建設の仕事を除く。）の項中「第八十九条の二第一号」を「第八十九条第一号」に改め、同表第八十九条の二第二号から第六号までに掲げる仕事及び第九十条第一号から第五号までに掲げる仕事（同条第一号に掲げる仕事にあつてはダムの建設の仕事に、同条第二号、第二号の二及び第三号に掲げる仕事にあつては建設の仕事に限る。）の項中「第八十九条の二第二号」を「第八十九条第二号」に、「第八十九条の二第三号」を「第八十九条第三号」に、「第八十九条第三号」を「第八十九条第四号」に、「第八十九条の二第六号」を「第八十九条第六号」に改める。

様式第二十号を次のように改める。

様式第20号 (第86条関係)

機 械 等 設 置 ・ 移 転 ・ 変 更 届

事業の種類		事業場の 名 称		常時使用する 労働者数	
設 置 地			主たる事務所の 所 在 地	電話 ()	
計画の概要					
製造し、又は 取り扱う物質 等及び当該業 務に従事する 労働者数	種 類 等	取 扱 量	従事労働者数		
			男	女	計
参画者の氏名		参 画 者 の 経 歴 の 概 要			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		工 事 落 成 予 定 年 月 日			

年 月 日

事業者 職 氏

名 ㊞

労働基準監督署長 殿
備考

- 1 表題の「設置」、「移転」及び「変更」のうち、該当しない文字を抹消すること。
- 2 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 3 「設置地」の欄は、「主たる事務所の所在地」と同一の場合は記入を要しないこと。
- 4 「計画の概要」の欄は、機械等の設置、移転又は変更の概要を簡潔に記入すること。
- 5 「製造し、又は取り扱う物質等及び当該業務に従事する労働者数」の欄は、別表第7の13の項から25の項まで（22の項を除く。）の上欄に掲げ

る機械等の設置等の場合に記入すること。

この場合において、以下の事項に注意すること。

イ 別表第 7 の 21 の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、「種類等」及び「取扱量」の記入は要しないこと。

ロ 「種類等」の欄は、有機溶剤等にあつてはその名称及び有機溶剤中毒予防規則第 1 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに掲げる区分を、鉛等にあつてはその名称を、焼結鉍等にあつては焼結鉍、煙灰又は電解スライムの別を、四アルキル鉛等にあつては四アルキル鉛又は加鉛ガソリンの別を、粉じんにあつては粉じんとなる物質の種類を記入すること。

ハ 「取扱量」の欄には、日、週、月等一定の期間に通常取り扱う量を記入し、別表第 7 の 14 の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、鉛等又は焼結鉍の種類ごとに記入すること。

ニ 「従事労働者数」の欄は、別表第 7 の 14 の項、15 の項、23 の項及び 24 の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、合計数の記入で足りること。

6 「参画者の氏名」及び「参画者の経歴の概要」の欄は、型枠支保工又は足場に係る工事の場合に記入すること。

7 「参画者の経歴の概要」の欄には、参画者の資格に関する職歴、勤務年数等を記入すること。

8 別表第 7 の 22 の項の上欄に掲げる機械等の設置等の場合は、「事業場の名称」の欄には建築物の名称を、「常時使用する労働者」の欄には利用事業場数及び利用労働者数を、「設置地」の欄には建築物の住所を、「計画の概要」の欄には建築物の用途、建築物の大きさ（延床面積及び階数）、設備の種類（空気調和設備、機械換気設備の別）及び換気的方式を記入し、その他の事項については記入を要しないこと。

9 この届出に記載しきれない事項は、別紙に記載して添付すること。

10 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができること。

様式第二十号の三及び様式第二十号の四を次のように改める。



様式第 20 号の 3(第 87 条の 5 関係)

計 画 届 免 除 認 定 証

住 所

氏名又は名称

代表者の氏名

認定年月日

認定事業場の名称

認定事業場の所在地

認定番号

有効期限

右記の事業場は、労働安全衛生法第八十八
条第一項ただし書の規定による認定を受け
た事業場であることを証する。

平成 年 月 日

労働基準監督署長



様式第20号の4（第87条の7 関係）

実施状況等報告書

認 定 番 号		認 定 年 月 日		機 械 等 の 設 置 等 の 状 況					
				機械等 の種類	設 置	移 転	変 更		
氏名又は名称及び法人に あつては、その代表者の 氏名									
住 所	電話 ()								
事 業 の 種 類		認定事業場の名称							
認 定 事 業 場 の 所 在 地	電話 ()								
労働安全衛生規則第87条 の措置の実施状況につい て監査を行った年月日									

平成 年 月 日

事業者職氏名



労働基準監督署長 殿

備考

- 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
- 2 「機械等の設置等の状況」の欄は、免除認定後に設置、移転又は変更した機械等について、下表の機械等のうちから該当する番号を「機械等の種類」の欄に、設置、移転又は変更の件数を「設置」、「移転」又は「変更」のそれぞれの欄に記載すること(記載しきれない場合は別葉として差し支えない)。
- 3 次に掲げる書面を添付すること。
 - ①労働安全衛生規則第87条の措置の実施状況について行った監査の結果を記載した書面
 - ②労働安全衛生規則第87条の9各号に該当しないことを説明する書面
 - ③認定証の記載事項に変更が生じた場合には、変更の事実を証する書面
 - ④下表の左欄に掲げる機械等ごとに設置等の年月日及び右欄に掲げる事項を記載した書面
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

番号		機械等の種類	記載事項
1	(1) 労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(同令第85条第1号及び第2号に定める機械等を除く。)	動力プレス（機械プレスでクランク軸等の偏心機構を有するもの及び液圧プレスに限る。）	①種類、②圧力能力、③安全措置の概要
2		金属その他の鉱物の溶解炉（容量が1トン以上のものに限る。）	①炉の種類、②取り扱う金属その他の鉱物の種類
3		化学設備（製造し、若しくは取り扱う危険物又は製造し、若しくは取り扱う引火点が65度以上の物の量が厚生労働大臣が定める基準に満たないものを除く。）	①種類、②製造し、若しくは取り扱う危険物又は製造し、若しくは取り扱う引火点が65度以上の物の名称及びその量
4		乾燥設備（労働安全衛生法施行令第6条第8号イ又はロの乾燥設備に限る。）	①種類、②能力、③乾燥物の種類
5		アセチレン溶接装置（移動式のものを除く。）	①発生器の種類
6		ガス集合溶接装置（移動式のものを除く。）	①貯蔵するガスの名称、②最大ガス貯蔵量
7		機械集材装置(原動機の定格出力が7.5キロワットを超えるものに限る。)	①最大使用荷重、②支間の斜距離
8		運材索道(支間の斜距離の合計が350メートル以上のものに限る。)	①最大使用荷重、②支間の斜距離の合計及び最長の支間の斜距離
9		軌道装置	①軌道の長さ
10		型枠支保工(支柱の高さが3.5メートル以上のものに限る。)	—
11		架設通路（高さ及び長さがそれぞれ10メートル以上のものに限る。）	（仮設のもの以外のものに限る。） ①設置地、②架設通路の種類
12		足場（つり足場、張出し足場以外の足場にあつては、高さが10メートル以上の構造のものに限る。）	—

13	有機溶剤中毒予防規則第5条又は第6条（特定化学物質障害予防規則第38条の8においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置（移動式のものを除く。）	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
14	鉛中毒予防規則第2条、第5条から第15条まで及び第17条から第20条までに規定する鉛等又は焼結鉍等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
15	労働安全衛生法施行令別表第5第2号に掲げる業務に用いる機械又は装置	①設備又は装置の種類、②業務の概要
16	特定化学物質障害予防規則第2条第1項第1号に掲げる第一類物質又は同令第4条第1項の特定第二類物質等を製造する設備	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称及びその量、③業務の概要
17	特定化学設備及びその附属設備	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称及びその量、③業務の概要
18	特定第二類物質又は特定化学物質障害予防規則第2条第1項第5号に掲げる管理第二類物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備（特定化学物質障害予防規則第2条の2第2号又は第4号に掲げる業務のみに係るものを除く。）	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
19	特定化学物質障害予防規則第10条第1項の排ガス処理装置であつて、アクロレインに係るもの	①排気の処理方式、②取り扱う物質の名称、③業務の概要

20	特定化学物質障害予防規則第11条第1項の排液処理装置	①排液の処理方式、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
21	特定化学物質障害予防規則第38条の17に規定する1,3－ブタジエン等に係る発散抑制の設備（屋外に設置されるものを除く。）	①設備又は装置の種類、②作業の概要
22	特定化学物質障害予防規則第38条の18に規定する硫酸ジエチル等に係る発散抑制の設備（屋外に設置されるものを除く。）	①設備又は装置の種類、②作業の概要
23	特定化学物質障害予防規則第38条の19に規定する1,3－プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備及びその附属設備	①設備又は装置の種類、②業務の概要
24	電離放射線障害防止規則第15条第1項の放射線装置（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第12条の5第2項に規定する表示付認証機器又は同条第3項に規定する表示付特定認証機器を除く。）	①種類、②用途、③性能
25	事務所衛生基準規則第5条の空気調和設備又は機械換気設備で中央管理方式のもの	①換気能力、②送風機又は排風機の種類及び能力
26	粉じん障害防止規則別表第2第6号及び第8号に掲げる特定粉じん発生源を有する機械又は設備並びに同表第14号の型ばらし装置	①種類、②名称、③能力、④台数、⑤粉じんの発散を防止する方法
27	粉じん障害防止規則第4条又は第27条第1項ただし書の規定により設ける局所排気装置又はプッシュプル型換気装置	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要

28		石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備	①設備又は装置の種類、②取り扱う物質の名称、③業務の概要
29	(2) 特定機械等	ボイラー	ア 設置の場合（移動式ボイラーの場合に限る。） ①設置地、②ボイラー検査証（添付） イ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
30		第一種圧力容器	ア 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
31		クレーン	ア 変更の場合（クレーン等安全規則第44条第1項第1号に該当する以外の部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②クレーン検査証（添付） イ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
32		移動式クレーン	ア 設置の場合 ①設置地、②移動式クレーン検査証（添付） イ 変更の場合（クレーン等安全規則第85条第1項第1号又は第7号に該当する以外の部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②変更の理由、③移動式クレーン検査証（添付） ウ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
33		デリック	ア 変更の場合（クレーン等安全規則第129条第1項第1号又は第7号に該当する以外の部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②デリック検査証（添付） イ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨

34		エレベーター	ア 設置の場合（建築基準法第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物のエレベーターを設置した場合であつて、かつ、同法第7条第5項（同法第87条の2第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の写しを提出している場合に限る。） ①設置地、②種類及び型式、③積載荷重、④昇降路高さ、⑤エレベーター検査証（添付） イ 変更の場合（クレーン等安全規則第163条第1項第1号又は第5号に該当する部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②エレベーター検査証（添付） ウ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
35		建設用リフト	ア 変更の場合（クレーン等安全規則第197条第1項第1号又は第2号に該当する部分に変更を加えた場合に限る。） ①変更した部分、②建設用リフト検査証（添付）
36		ゴンドラ	ア 設置の場合 ①設置地、②種類及び形式（可搬型又は常設型の区分）、③固定方法、④ゴンドラ検査証（添付） イ 有効期間を超えて使用を休止した場合はその旨
37	(3) その他の機械等	小型ボイラー	①設置地、②種類、③使用圧力、④伝熱面積、⑤個別検定合格番号
38		クレーン(つり上げ荷重が0.5トン以上3トン未満(スタッカー式クレーンにあつては、0.5トン以上1トン未満)のもの)	①設置地、②種類及び形式、③つり上げ荷重
39		デリック(つり上げ荷重が0.5トン以上2トン未満のもの)	①設置地、②種類及び形式、③つり上げ荷重

40	エレベーター(積載荷重が0.25トン以上1トン未満のもの)	①設置地、②種類及び形式、③積載荷重
41	簡易リフト	①設置地、②種類及び形式、③積載荷重

様式第二十八号を削る。

（ボイラー及び圧力容器安全規則の一部改正）

第三条 ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「ボイラー（移動式ボイラーを除く。以下この条において同じ。）を設置しようとする事業者が法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは」を「事業者は、ボイラー（移動式ボイラーを除く。）を設置しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第十一条ただし書中「（同条第二項において準用する場合を含む。）」を削る。

第十四条第三項中「第十条第一項又は第三項」を「第十条」に、「同条第一項」を「同条」に改める。

第二十三条第一項中「安衛則」を「労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）」に改める。

第四十一条第一項中「ボイラーについて、次の各号のいずれかに掲げる部分又は設備を変更しようとする事業者が、法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは」を「事業者は、ボイラーにつ

いて、次の各号のいずれかに掲げる部分又は設備を変更しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第四十二条第一項中「前条第一項各号」を「前条各号」に改め、同条第二項中「前条第一項又は第三項」を「前条」に、「同条第一項」を「同条」に改める。

第五十六条第一項中「第一種压力容器を設置しようとする事業者が法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは」を「事業者は、第一種压力容器を設置しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第五十九条第三項中「第五十六条第一項又は第三項」を「第五十六条」に、「同条第一項」を「同条」に改める。

第七十六条第一項中「第一種压力容器の胴、鏡板、底板、管板、ふた板又はステーを変更しようとする事業者が、法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは」を「事業者は、第一種压力容器の胴、鏡板、底板、管板、蓋板又はステーを変更しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第七十七条第一項中「前条第一項」を「前条」に改め、同条第二項中「前条第一項又は第三項」を「前条」に、「同条第一項」を「同条」に改める。

（クレーン等安全規則の一部改正）

第四条 クレーン等安全規則（昭和四十七年労働省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「クレーンを設置しようとする事業者が、労働安全衛生法（以下「法」という。）第十八条第一項の規定による届出をしようとするときは」を「事業者は、クレーンを設置しようとするときは、労働安全衛生法（以下「法」という。）第八十八条第一項の規定により」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第六条第六項中「（同条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、「前条第一項又は第三項」を「前条」に、「同条第一項」を「同条」に改める。

第二十一条第三項中「安衛則」を「労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）」に改める。

第四十四条第一項中「設置されているクレーンについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しよ

うとする事業者が、法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは」を「事業者は、クレーンについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第四十五条第一項中「前条第一項第一号」を「前条第一号」に改め、同条第三項中「前条第一項又は第三項」を「前条」に、「同条第一項」を「同条」に改める。

第八十五条第一項中「設置されている移動式クレーンについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとする事業者が、法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは」を「事業者は、移動式クレーンについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第八十六条第一項中「前条第一項第一号」を「前条第一号」に改め、同条第三項中「前条第一項又は第三項」を「前条」に、「同条第一項」を「同条」に改める。

第九十六条第一項中「デリックを設置しようとする事業者が法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは」を「事業者は、デリックを設置しようとするときは、法第八十八条第一項の規定によ

り」に、「デリック設置届」を「デリック設置届」に、「デリック明細書」を「デリック明細書」に、「デリックの組立図」を「デリックの組立図」に、「デリックの種類」を「デリックの種類」に改め、同条第二項中「デリック」を「デリック」に、「あわせて行なう」を「併せて行う」に改め、同条第三項から第五項までを削る。

第九十七条第四項中「又は第四項」を削り、「同条第一項」を「同項」に改める。

第九十九条の見出しを「（デリック検査証）」に改め、同条第一項中「デリック又は」を「デリック又は」に、「デリックについて」を「デリックについて」に、「デリック検査証」を「デリック検査証」に、「デリックで」を「デリックで」に改め、「第九十六条第二項」の下に「（同条第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二百二十九条第一項中「設置されているデリックについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとする事業者が、法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは」を「事業者は、デリックについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により」に、「デリック変更届」を「デリック変更届」に、「デリック検査証」を「デリック検査証」に

改め、同条第二項及び第三項を削る。

第百三十条第一項中「前条第一項第一号」を「前条第一号」に、「デリック」を「デリック」に改め、同条第三項中「前条第一項又は第三項」を「前条」に、「同条第一項」を「同条」に改める。

第百四十条第一項中「エレベーターを設置しようとする事業者が、法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは」を「事業者は、エレベーターを設置しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により」に改め、同条第三項から第五項までを削る。

第百四十一条第四項中「又は第四項」を削り、「同条第一項」を「同項」に改める。

第百六十三条第一項中「設置されているエレベーターについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとする事業者が、法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは」を「事業者は、エレベーターについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第百六十四条第一項中「前条第一項第一号」を「前条第一号」に改め、同条第三項中「前条第一項又は第三項」を「前条」に、「同条第一項」を「同条」に改める。

第百七十四条第一項中「建設用リフトを設置しようとする事業者が、法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは」を「事業者は、建設用リフトを設置しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第一百七十五条第四項中「前条第一項又は第三項」を「前条」に、「同条第一項」を「同条」に改める。

第百九十七条第一項中「設置されている建設用リフトについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとする事業者が、法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは」を「事業者は、建設用リフトについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第百九十八条第一項中「前条第一項第一号」を「前条第一号」に改め、同条第三項中「前条第一項又は第三項」を「前条」に、「同条第一項」を「同条」に改める。

(ゴンドラ安全規則の一部改正)

第五条 ゴンドラ安全規則（昭和四十七年労働省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「ゴンドラを設置しようとする事業者が、法第八十八条第一項の規定による届出をしよ

うとするときは」を「事業者は、ゴンドラを設置しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第十二条第三項中「安衛則」を「労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）」に改める。

第二十八条第一項中「設置されているゴンドラについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとする事業者が、法第八十八条第一項の規定による届出をしようとするときは」を「事業者は、ゴンドラについて、次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするときは、法第八十八条第一項の規定により」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第二十九条第一項中「前条第一項各号」を「前条各号」に改め、同条第四項中「（同条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、「前条第一項又は第三項」を「前条」に、「同条第一項」を「同条」に改める。

（有機溶剤中毒予防規則の一部改正）

第六条 有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条の三第二項第四号中「（同条第二項において準用する場合を含む。）」を削る。

（労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正）

第七条 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条の三に次の一号を加える。

十三 令第十四条の二第十三号の電動ファン付き呼吸用保護具

第五十三条第一項の表中「第八十九条の二第一号」を「第八十九条第一号」に、「第八十九条の二第二号」を「第八十九条第二号」に改める。

（機械等検定規則の一部改正）

第八条 機械等検定規則（昭和四十七年労働省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「第十二号」を「第十三号」に改める。

第八条第二項中「又は面体の気密試験設備」を「、面体の気密試験設備、公称稼働時間試験設備又は騒音試験設備」に改める。

第十条第二号中「及び第六号」を「、第六号及び第十三号」に改める。

第十四条を次のように改める。

(型式検定合格標章)

第十四条 法第四十四条の二第五項の規定による表示は、当該型式検定に合格した型式の機械等の見やすい箇所（次の各号に掲げる機械等にあつては、当該各号に定める部分ごとにそれぞれの見やすい箇所に、型式検定合格標章（様式第十一号）を付すことにより行わなければならない。

一 令第十四条の二第五号の防じんマスクのうち、ろ過材の取替えができるもの（以下「取替え式の」という。）ろ過材及び面体

二 令第十四条の二第五号の防じんマスクのうち、ろ過材の取替えができないもの（以下「使い捨て式の」という。）面体

三 令第十四条の二第六号の防毒マスク 吸収缶（防じん機能を有する防毒マスクに具備されるものであつて、ろ過材が分離できるものにあつては、ろ過材を分離した吸収缶及びろ過材）及び面体

四 令第十四条の二第十三号の電動ファン付き呼吸用保護具のうち、電動ファンが分離できるもの 電動ファン、ろ過材及び面体等（面体、フード又はフェイスシールドをいう。次号において同じ。）

五 令第十四条の二第十三号の電動ファン付き呼吸用保護具のうち、電動ファンが分離できないものろ過材及び面体等

別表第一に次のように加える。

令第十四条の二第十三号に掲げる機械等		
現品		七
ろ過材		十四
排気弁及び弁座（排気弁を有するものに限る。）		三

別表第二に次のように加える。

令第十四条の二第十三号に掲げる機械等	
一	粒子捕集効率測定設備
二	漏れ率試験設備
三	公称稼働時間試験設備
四	騒音試験設備
五	面体を有するものにあつては、二酸化炭素濃度上昇値試験設備
六	面体を有するものにあつては、通気抵抗試験設備

別表第三に次のように加える。

	七 面体を有するものにあつては、排気弁の作動気密試験設備 八 面体を有するものにあつては、内圧試験設備 九 フード又はフェイスシールドを有するものにあつては、最低必要風量試験設備
令第十四条の二第十三号に掲げる機械等	一 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後二年以上電動ファン付き呼吸用保護具の研究、設計、工作、検査又は型式検定の業務に従事した経験を有するもの 二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後五年以上電動ファン付き呼吸用保護具の研究、設計、工作、検査又は型式検定の業務に従事した経験を有するもの

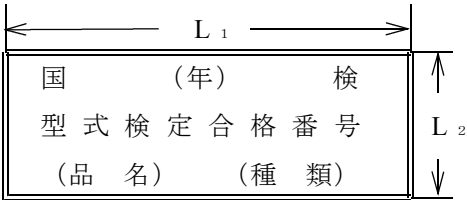
	三 八年以上電動ファン付き呼吸用保護具の研究、設計、工作、検査 又は型式検定の業務に従事した経験を有する者
--	--

様式第六号(3)の備考1及び様式第九号(3)の備考1中「又は防毒マスク」を「防毒マスク又は電動ファン付き呼吸用保護具」に改める。

様式第十一号(3)を次のように改める。

様式第11号(3)(甲)(第14条関係)

労働衛生保護具用型式検定合格標章
(防じんマスク及び防毒マスクの面
体用並びに電動ファン付き呼吸用保
護具の面体等用)

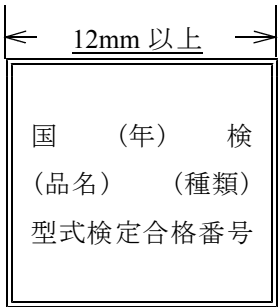


備考

- この型式検定合格標章は、次に示す寸法によること。
L₁ 18ミリメートル以上
L₂ 12ミリメートル以上
縁の幅は1ミリメートル
- この型式検定合格標章は、金属その他耐久性のある材質のものに、地色を黒色で、字、縁及び線を白色で、明瞭に表示し、防じんマスク又は防毒マスクにあつては面体に、電動ファン付き呼吸用保護具にあつては面体、フード又はフェイスシールドに付すものとする。ただし、使い捨て式の防じんマスクにあつては、この型式検定合格標章と同一の形式で直接面体に明瞭な表示をすることにより貼付に代えることができる。
- 「国(年)検」の欄中(年)は、型式検定に合格した年(有効期間が更新されたときにあつては、当該更新に係る更新検定に合格した年)を、例えば(平 26)のごとく表示すること。
- 「品名及び種類」は、次によること。
 - 防じんマスク
品名は、DR と表示し、種類は、取替え式のもののうち直結式にあつては「直」、隔離式にあつては「隔」、使い捨て式のものにあつては「捨」と、また、その性能により、RS1、RS2、RS3、RL1、RL2、RL3、DS1、DS2、DS3、DL1、DL2 又は DL3 と表示すること。
 - 防毒マスク
品名は、GM と表示し、種類は、直結式にあつては「直」、隔離式にあつては「隔」、直結式小型にあつては「直小」と、防じん機能を有する防毒マスクにあつては、その性能により S1、S2、S3、L1、L2 又は L3 と表示すること。
 - 電動ファン付き呼吸用保護具
品名は、PR と表示し、種類は、通常風量形のものにあつては「通」、大風量形のものにあつては「大」と、また、漏れ率に係る性能により、S、A 又は B と表示すること。
- 複数の型式検定合格標章を表示すべき場合であつて、型式検定に合格した年、品名及び種類が同一であるときは、当該型式検定合格標章に表示すべき型式検定合格番号を、一の型式検定合格標章に並べて表示することができるものとする。

様式第11号(3)(乙)(第14条関係)

労働衛生保護具用型式検定合格標章
(防じんマスク及び電動ファン付き
呼吸用保護具のろ過材、防毒マスク
の吸収缶(ろ過材が分離できるものに
あつては、ろ過材を分離した吸収缶及
びろ過材)並びに電動ファンが分離で
きる電動ファン付き呼吸用保護具の電
動ファン用)



備考

- この型式検定合格標章は、これを印刷した紙の貼付又は明瞭な直接表示により、防じんマスク若しくは電動ファン付き呼吸用保護具のろ過材、防毒マスクの吸収缶(防じん機能を有する防毒マスクに具備されるものであつて、ろ過材が分離できるものにあつては、ろ過材を分離した吸収缶及びろ過材)又は電動ファンを分離することができる電動ファン付き呼吸用保護具の電動ファンに付すものとする。
- この型式検定合格標章は、一辺を12ミリメートル以上の正方形とし、縁の幅を1ミリメートルとすること。ただし、貼付すべき紙に印刷する場合にあつては、一の型式検定合格標章について一辺を12ミリメートルの正方形とした上で、複数の型式検定合格標章を同一の紙に印刷することができる。
- 「国(年)検」及び「種類」の表示方法は、様式第11号(3)(甲)の備考3及び4の例によること。
ただし、電動ファン付き呼吸用保護具に表示する場合における「種類」の表示方法については、次の各号に掲げる表示すべき箇所に応じてそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。
イ ろ過材 その性能によりPS1、PS2、PS3、PL1、PL2又はPL3と表示すること。
ロ 電動ファンが分離できる電動ファン付き呼吸用保護具の電動ファン 通常風量形にあつては「通」と、大風量形にあつては「大」と表示すること。
- 複数の型式検定合格標章を表示すべき場合であつて、型式検定に合格した年、品名及び種類が同一であるときは、当該型式検定合格標章に表示すべき型式検定合格番号を、一の型式検定合格標章に並べて表示することができるものとする。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正）

第九条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項の表第二十三条第一項の項中「安衛則」を「労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）」に改める。

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第十条 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第二項第一号中「第八十八条第三項」を「第八十八条第二項」に改める。

（石綿障害予防規則の一部改正）

第十一条 石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第八十八条第四項」を「第八十八条第三項」に改める。

（労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第十二条 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第百一号）の一部を次の

ように改正する。

附則第二条中「労働安全衛生規則第八十六条第一項及び」を削り、「第八十八条第二項において準用する同条第一項」を「第八十八条第一項」に、「同規則」を「労働安全衛生規則」に改める。

附則第十条第一項中「昭和五十年法律二十八号」を「昭和五十年法律第二十八号」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、労働安全衛生法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に提出され、又は交付されている第二条の規定による改正前の労働安全衛生規則（次項において「旧安衛則」という。）又は第八条の規定による改正前の機械等検定規則（次項において「旧検定則」という。）に定める様式による申請書等は、第二条の規定による改正後の労働安全衛生規則又は第八条の規定による改正後の機械等検定規則に定める相当様式による申請書等とみなす。

2 この省令の施行の際現に存する旧安衛則又は旧検定則に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。